W3 DataPlatform

サービス利用規約

第 1.1 版

施行日：**[要入力：施行日]**

本 W3 DataPlatform サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ダイアログ（以下「当社」といいます。）が提供する W3 DataPlatform の利用に関し、当社と顧客（第 2 条（定義）に定めます。）との間の権利義務関係を定めるものです。

第 1 条（目的及び適用）

1. 本規約は、本サービスの申込み、利用及びこれらに付随する一切の関係に適用されます。
2. 本サービスは、事業者が事業のために利用することを目的とするものであり、法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために本サービスを利用する個人に限り利用することができます。
3. 申込書、注文書、申込画面又は個別契約（以下総称して「注文書」といいます。）、個人データ取扱特約（以下「DPA」といいます。）、サービスレベル合意書（以下「SLA」といいます。）及び本規約の内容が抵触する場合、注文書、DPA、SLA、本規約の順に優先して適用されます。ただし、SLA が本規約に優先するのは、可用性及びサービスクレジットに関する事項に限ります。

第 2 条（定義）

本規約における用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
本サービス	当社が W3 DataPlatform の名称で提供するクラウドサービス、関連する標準サポート及びドキュメント。
顧客	注文書に記載され、本規約に同意して本サービスを事業目的で利用する法人その他の団体。
認定ユーザー	顧客の役員、従業員又は委託先で、顧客の管理の下で本サービスを利用することを顧客が認めた者。
顧客データ	顧客又は認定ユーザーが本サービスに送信、接続、保存若しくは処理させるデータ及び本サービスにより当該データから生成される顧客固有の処理結果。ただし、当社技術及び利用データを除く。
出力データ	顧客データのうち、本サービスに備わる標準の出力又はダウンロード機能により取得できるデータ。
顧客個人データ	顧客データに含まれる個人情報又は個人データで、当社が顧客の委託を受けて取り扱うもの。

用語	定義
当社技術	本サービス、ソフトウェア、アルゴリズム、データモデル、汎用テンプレート、画面、ドキュメント、パイプラインの実行基盤・表現形式その他当社が保有又は管理する技術。
ドキュメント	当社が本サービスについて顧客に提供し、又は当社ウェブサイトに掲載する仕様書、操作マニュアル、ヘルプページその他の説明資料。ただし、セキュリティ概要及びセキュリティ技術仕様書を除く。
利用データ	稼働状況、操作記録、性能指標、エラーログ、利用量その他本サービスの提供、保守又はセキュリティ確保のために生成される技術情報。
AI 機能	機械学習、生成 AI その他の人工知能技術を利用する本サービスの機能。
外部サービス	クラウド基盤、データソース、接続先、API その他第三者が提供するサービス又はシステム。
個別サービス	システム構築、導入支援、開発、データ整備、技術支援、コンサルティングその他本サービスの標準機能及び標準サポートに含まれない役務。
プレビュー機能	β 版、試験版、PoC、無償評価版、限定提供版その他一般提供前又は検証目的で提供される機能。
販売パートナー	当社が本サービスの紹介、販売又は再販売について書面により承認した第三者。

第 3 条（契約の成立及び申込権限）

1. 顧客の権限ある担当者が申込画面上で本規約への同意を示し、申込みを送信し、当社が当該申込みを承諾した時点で、本サービスの利用に関する当社と顧客との間の契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。本契約は、本規約並びに注文書、DPA 及び SLA により構成されます。DPA 及び SLA は当社ウェブサイトに掲載します。当社は、同意日時、アカウント、IP アドレスその他合理的な同意記録を保存できるものとします。
2. 申込みを行う者は、顧客を代理して本契約を締結する権限を有することを表明し、保証します。
3. 顧客は、申込みに際して当社に届け出た情報に変更があった場合、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。
4. 当社は、申込者が第 35 条（反社会的勢力の排除）第 1 項に該当し、若しくは該当するおそれがある場合、申込みの内容に虚偽がある場合、過去に本規約に違反したことがある場合その他当社が合理的な理由により不適当と判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

第 4 条（アカウント管理）

1. 顧客は、認定ユーザーごとにアカウントを利用させ、アカウント、認証情報及びアクセス権限を適切に管理します。アカウントの共有、貸与又は第三者への譲渡はできません。
2. 顧客のアカウントを用いて行われた行為は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、顧客による行為とみなします。
3. 顧客は、認証情報の漏えい、不正アクセス又はそのおそれを認識した場合、直ちに当社へ通知し、当社の合理的な指示に従います。
4. 当社は、顧客によるアカウント又は認証情報の管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正使用により顧客に生じた損害について、責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第 5 条（本サービスの提供及び利用権）

1. 当社は、本契約の期間中、注文書及びドキュメントに従い本サービスを提供します。
2. 当社は、顧客に対し、本契約の期間中、顧客及び認定ユーザーが顧客の社内業務のために本サービスを利用する非独占的な権利を許諾します。顧客は、当該権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することはできません。
3. 顧客の関連会社による利用は、注文書で明示された場合又は当社が承認した場合に限ります。この場合も、顧客は当該関連会社及びその認定ユーザーによる本契約の遵守について責任を負います。

第 6 条（サービス内容の変更及びプレビュー機能）

1. 当社は、本サービスの品質、セキュリティ、法令適合性又は運用性を維持若しくは向上するため、本サービスを変更できます。当社は、顧客による本サービスの主要な利用を実質的に損なう変更について、合理的な事前通知を行います。
2. プレビュー機能は、検証目的で、当社が提供する時点の状態のまま提供されるものであり、SLA、サポート水準、可用性、継続提供及びデータ保持の対象外とし、第 28 条（契約不適合）及び第 30 条（第三者の知的財産権侵害）は適用しません。当社は、プレビュー機能を随時変更又は終了できます。当社は、プレビュー機能の利用により顧客に生じた損害について、賠償する責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

第 7 条（本サービスの提供終了）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができます。この場合、当社は、終了日の 6 か月前までに、第 38 条（通知）に定める方法により顧客に通知します。ただし、法令の制定若しくは改廃、公的機関の命令又は当社の合理的な支配を超える事由により、当該期間を置くことができない場合は、合理的に可能な限り速やかに通知します。
2. 前項により本サービスの全部の提供を終了する場合、本契約は当該終了日をもって終了し、当社は、未経過期間に対応する前払料金を返金します。
3. 本条に基づく提供終了について、当社は、前項に定めるほか、顧客に対して責任を負いません。

第 8 条（標準サービスと個別サービスの区分）

1. 本規約の対象は、本サービスの標準機能及び標準サポートです。個別サービスは、本サービスの利用料金に含まれず、別途締結する個別契約又は注文書（以下「個別契約等」といいます。）に従います。
2. 個別サービスにより作成される成果物、検収、責任分担、知的財産権、料金、日程及び SLA の適用有無は、当該個別契約等で定めます。個別契約等に明記がない限り、本サービスの SLA は個別サービスに適用されません。
3. 当社が顧客固有の設定作業又は支援を行った場合であっても、個別契約等に別段の定めがない限り、顧客は、当該作業により本サービス又は当社技術に関する権利を取得するものではありません。

第 9 条（料金及び支払）

1. 顧客は、注文書又は当社が定める料金表に定める利用料金及び従量料金（以下「料金」といいます。）並びにこれらに係る消費税等を、当社が指定する支払期日までに、当社が指定する方法により支払います。振込手数料その他支払に要する費用は、顧客の負担とします。
2. 当社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、受領した料金を返金しません。契約期間中に本サービスの利用停止又は利用量の減少があった場合も、料金は減額されません。
3. 顧客が支払期日を経過しても料金を支払わない場合、当社は、相当の期間を定めて催告した上で、本サービスの提供を停止できます。この場合、顧客は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を支払います。
4. 顧客は、請求内容に疑義がある場合、請求書の発行日から 30 日以内に、その理由及び根拠を示して当社に通知するものとします。この場合、顧客は、疑義に係る金額を除く料金を支払期

日までに支払い、疑義に係る金額については当社と誠実に協議の上解決するものとします。当該期間内に通知がない場合、顧客は、当該請求内容を承認したものとみなします。

5. 前項の協議の結果、既払いの料金に過不足が生じた場合、当社は、翌月以降の請求額で精算し、又は返金します。

第 10 条（契約期間及び自動更新）

1. 本契約の初回契約期間は、注文書に別段の定めがない限り、利用開始日から 1 年間です。
2. 顧客又は当社が、契約期間満了日の 30 日前までに、当社所定の方法で更新しない旨を相手方へ通知しない限り、本契約は同一期間である 1 年間自動的に更新され、その後も同様とします。
3. 当社は、更新後の契約期間に適用する料金を変更する場合、契約期間満了日の 60 日前までに顧客に通知します。

第 11 条（顧客の責任）

1. 顧客は、本サービスの利用に必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線その他の利用環境を、自己の責任と費用において準備し、維持します。
2. 顧客は、認定ユーザーに本契約を遵守させるものとし、認定ユーザーによる本サービスの利用について、自らの行為と同様の責任を負います。
3. 顧客は、適用法令、第三者との契約及びドキュメントを遵守し、自己の責任において本サービスを利用します。
4. 顧客は、顧客データを本サービスで取り扱うために必要な権利及び権限を有すること、並びに顧客データに個人情報が含まれる場合は、その取得及び当社への取扱いの委託が個人情報保護法その他の法令に従い適法に行われていることを保証します。
5. 顧客は、顧客データの元となるデータの正確性及び完全性について責任を負い、必要なバックアップを自らの責任で保持します。当社は、本サービスの標準機能として明示された範囲を超えて、顧客データの保存又はバックアップの義務を負いません。

第 12 条（算定結果の確認及び責任）

1. 本サービスが顧客データを処理することにより生成する請求額、原価、配賦額、損益その他の金額、数量及び時間の計算値及び集計値（以下「算定結果」といいます。）は、顧客が設定した計算条件、料金表、マスタ及び入力データに基づき算出されます。
2. 顧客は、算定結果を請求、支払、会計処理、税務申告その他の業務に使用する前に、その内容を確認し、自らの責任において確定します。

3. 本サービスの標準機能がドキュメントに従った算定を行わなかったこと（以下「算定不具合」といいます。）を当社が確認した場合、当社は、合理的な期間内に修正又は回避策の提供を行います。
4. 算定結果の誤りに起因する顧客と第三者との間の請求額の訂正、返金その他の精算は、顧客が行います。当社は、算定不具合が当社の責めに帰すべき事由による場合に限り、第 32 条（損害賠償）の範囲で責任を負います。

第 13 条（取扱可能なデータ及び制限データ）

1. 顧客は、DPA 及び適用法令に従い、個人情報（次項に定めるものを除きます。）を本サービスで取り扱うことができます。
2. 顧客は、当社の事前の書面又は電磁的方法による承諾がない限り、次の情報（以下「制限データ」といいます。）を本サービスに送信し、保存し、又は処理させてはなりません。
   （1） 要配慮個人情報、医療情報、遺伝情報、生体認証情報その他特別な保護を要する個人情報。
   （2） 個人番号及び特定個人情報。
   （3） 割賦販売法に定めるクレジットカード番号等、セキュリティコード、暗証番号その他のカード決済に関する認証情報。
   （4） 法令、業界基準又は契約により、本サービスの標準的な安全管理措置を超える取扱いが義務付けられる情報。
3. 当社が制限データの取扱いを承諾する場合、追加の安全管理措置、料金、責任分担又は個別特約への合意を条件とできます。
4. 当社は、制限データの存在又は本条違反を認識した場合、緊急時を除き顧客へ通知した上で、当該データの隔離、処理停止又は削除等の合理的な措置を講じることができます。

第 14 条（禁止事項）

1. 顧客は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。
   （1） 法令、公序良俗又は第三者の権利に違反する行為。
   （2） 不正アクセス、マルウェア送信、脆弱性探索、負荷試験又はセキュリティ機能の回避。ただし、当社が事前に書面で承認した検証を除きます。
   （3） 本サービスの複製、改変、翻案、逆コンパイル、逆アセンブルその他のリバースエンジニアリング、又は本サービスと競合するサービスの開発若しくは本サービスの性能比較結果の公表のための利用。

（4） 利用上限を回避する行為、又は本サービスを第三者に再販売し、若しくは認定ユーザー以外の第三者に利用させる行為。ただし、販売パートナーが当社との合意の範囲内で行う行為及び顧客が自己の事業として顧客の取引先のために本サービスでデータを処理する行為を除きます。

（5） 本サービス又は他の顧客の利用を妨害し、過度の負荷を与え、又は信用を毀損する行為。

（6） 前各号のいずれかに該当する行為を助長し、又はこれに準ずる行為。

2. 当社は、違反又はその合理的なおそれを認識した場合、第 25 条（利用停止）に従い必要な措置を講じることができます。

第 15 条（顧客データ）

1. 顧客データに関する権利（知的財産権を含みます。）は、顧客又はその正当な権利者に留保され、本契約により当社に移転するものではありません。
2. 顧客は、当社及び当社の再委託先に対し、本サービスの提供、運用、保守、障害対応、セキュリティ確保、サポート及び法令遵守に必要な範囲で、顧客データを保存、複製、送信、表示、変換その他の方法により取り扱うことを許諾します。
3. 当社は、顧客データを、AI モデル（当社又は第三者が提供するものを問いません。）の学習、広告、販売その他本条に定める目的以外の目的に使用しません。ただし、顧客が書面又は電磁的方法により個別に指示した場合は、その指示及び別途合意した条件に従います。
4. 当社は、利用データ及び顧客データを、顧客及び個人を識別できず、かつ元のデータを復元できない形式に加工した統計情報を作成し、本サービスの提供、保守、改善及びセキュリティ確保、並びに業界動向の分析及びベンチマーク情報の作成（顧客を特定しない形での公表を含みます。）のために利用できます。顧客個人データを統計情報の作成に用いる場合は、DPA に従います。

第 16 条（個人データの取扱い）

1. 当社が顧客個人データを取り扱う場合、DPA が適用されます。顧客は個人情報保護法上の委託元として、当社は委託先として（顧客が第三者から個人データの取扱いの委託を受けている場合は、当社は再委託先として）、それぞれ DPA 及び適用法令に従います。
2. 顧客は、顧客個人データについて、利用目的の特定、通知又は公表、本人の同意の取得、本人からの開示等の請求への対応その他個人情報取扱事業者として顧客に課される義務を、自らの責任において履行します。

3. 当社の個人情報保護方針及び当社ウェブサイトに掲載する「個人情報の取り扱いについて」は、当社が自己の目的で取得する顧客の担当者の情報等に適用され、顧客個人データの取扱いには DPA が適用されます。

第 17 条（安全管理措置及びセキュリティ事故）

1. 当社は、本サービス及び顧客データの性質、処理の範囲並びに技術水準に照らし、合理的な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を維持します。具体的な措置は DPA 別紙 3（データセキュリティ措置）に定め、同別紙は、顧客個人データに限らず顧客データ全体に適用されます。
2. 当社は、前項の措置を講じた場合であっても、不正アクセス、障害、データの消失その他の事故が生じないことを保証するものではありません。
3. 顧客個人データに関する漏えい等が発生した場合、当社は DPA に従い通知及び協力を行います。その他顧客データに影響するセキュリティ上の事故については、その性質及び影響に応じ合理的な方法で顧客へ連絡します。

第 18 条（外部サービス及び再委託）

1. 本サービスは、クラウド基盤、データソース、接続先及び API 等の外部サービスと連携する場合があります。顧客が選択又は契約する外部サービスの利用条件、料金、データ及び利用可能性については、顧客が責任を負います。
2. 外部サービスの仕様変更、停止若しくは障害、外部サービスから取得したデータの誤り又は第三者の行為により本サービスの提供に影響が生じた場合、当社は責任を負いません。ただし、当社による外部サービスの選定又は管理に過失がある場合を除きます。
3. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、本サービスに係る業務の全部又は一部を第三者に再委託できます。この場合、当社は、再委託先に本契約に基づく当社の義務と同等の義務を負わせ、再委託先の行為について責任を負います。顧客個人データの取扱いの再委託については、DPA に従います。

第 19 条（AI 機能）

1. AI 機能の出力は、確率的な処理、学習データの限界、入力内容その他の要因により、不正確、不完全、最新でない、偏りを含む又は第三者の出力と類似する場合があります。当社は、AI 機能の出力が正確、完全若しくは有用であること、顧客の目的に適合すること、又は第三者の権利を侵害しないことを保証しません。
2. 顧客は、AI 機能の出力を利用する前に、適切な知識を有する者により内容、根拠、法令適合性及び業務上の影響を確認し、最終判断及びその結果について責任を負います。

3. 顧客は、人の権利、安全、雇用、与信、医療、法令上の権利義務その他重大な影響を与える判断又は処理に AI 機能を利用する場合、人による確認その他リスクに応じた適切な管理体制を整備します。
4. 当社は、顧客データを AI モデル（当社又は第三者が提供するものを問いません。）の学習に使用しません。外部 AI サービスを利用する場合、その提供者によるデータ利用を契約上制限し、DPA 上の再委託先として取り扱います。

第 20 条（パイプライン、設定及びデータ出力）

1. 顧客は、契約期間中、本サービス上で作成されたパイプラインを、本サービスを通じて利用できます。
2. パイプライン定義、設定情報、実行ロジック、内部表現、テンプレートその他これらに類する情報の出力、エクスポート、移行又は提供は、本サービスの内容及び当社のデータ返却義務に含まれません。当社が特定の機能又は注文書で別途明示した場合は、この限りではありません。
3. 顧客が提供した業務ルール、要件、変換条件又は指示自体に関する権利は顧客に留保されます。ただし、それらを本サービス上で実現する当社技術、表現形式、汎用テンプレート又は実行基盤に関する権利は当社又は当社に権利を許諾した第三者に帰属します。
4. 出力データの範囲、形式及び方法は、本サービスに備わる標準機能及びドキュメントに従います。当社は、標準機能に存在しない出力形式又は移行機能を新たに開発する義務を負いません。

第 21 条（知的財産権）

1. 本サービス、当社技術、利用データ、ドキュメント及びこれらの改良に関する知的財産権その他の権利は、当社又は当社に権利を許諾した第三者に帰属します。
2. 本契約で明示的に付与される権利を除き、顧客に対し、当社技術に関する権利又はライセンスは付与されません。
3. 顧客データ及び顧客が本サービス外で独自に保有する素材、商標又は文書に関する権利は、顧客又は顧客に権利を許諾した第三者に帰属します。

第 22 条（フィードバック）

1. 顧客が本サービスに関する提案、評価又は改善意見を任意に提供した場合、当社は、顧客又は個人を特定せず、顧客の秘密情報を開示しない範囲で、これを無償かつ期間の定めなく本サービスの改善に利用できます。

2. 本条は、当社が顧客データを AI モデルの学習に使用することを許諾するものではありません。

第 23 条（秘密保持）

1. 当社及び顧客は、相手方から秘密である旨を明示して開示された情報、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密と認識すべき技術上、営業上その他の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、本契約の履行以外の目的で使用せず、善良な管理者の注意をもって管理します。
2. 秘密情報には、次の情報を含みません。
   （1） 受領時に公知であった情報又は受領後に秘密情報を受領した当事者の責めによらず公知となった情報。
   （2） 受領前から適法に保有していたことを証明できる情報。
   （3） 守秘義務を負わない第三者から適法に取得した情報。
   （4） 秘密情報を使用せず独自に開発したことを証明できる情報。
3. 当社及び顧客は、本契約の履行に必要な範囲で、自己の役員及び従業員、弁護士、公認会計士その他法令上守秘義務を負う専門家並びに本条と同等以上の守秘義務を負う再委託先に限り、秘密情報を開示できます。
4. 法令又は公的機関の命令により開示が必要な場合、秘密情報を受領した当事者は、法令上許される限り事前に相手方へ通知し、開示範囲を必要最小限にします。
5. 本条の義務は、本契約の終了後 3 年間存続します。ただし、不正競争防止法に定める営業秘密に該当する情報及び顧客個人データについては、それぞれ営業秘密又は個人データに該当する間存続します。

第 24 条（サポート及びサービスレベル）

1. 当社は、注文書及び当社所定のサポート条件に従い、標準サポートを提供します。個別の対応時間、優先度又は専任支援は、注文書で合意した場合に限ります。
2. 本サービスの可用性目標は月間 99.5%とし、測定方法、除外時間、申請方法及びサービスクレジットは SLA に定めます。
3. 本サービスの可用性が SLA に定める基準を満たさなかった場合の当社の責任は、SLA に定めるサービスクレジットの付与に限られ、顧客は、これを理由として利用料金の返金又は損害賠償を請求できません。ただし、当該未達が当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

4. プレビュー機能、個別サービス及び注文書で SLA の対象外とされた機能には、SLA は適用されません。

第 25 条（利用停止）

1. 当社は、次のいずれかに該当し、停止が合理的に必要な場合、必要な範囲で本サービスの全部又は一部を停止できます。
   （1） 顧客による本契約違反があり、催告後も是正されない場合。
   （2） セキュリティ上の脅威、第三者への損害又は法令違反を防止する必要がある場合。
   （3） 料金の支払遅延があり、第 9 条（料金及び支払）の催告後も解消されない場合。
   （4） 法令又は公的機関の要請に従う必要がある場合。
2. 緊急の場合を除き、当社は停止前に理由及び範囲を通知し、停止原因が解消された後速やかに提供を再開します。停止の範囲及び期間は、目的達成に必要な最小限とします。
3. 当社の責めに帰すべき事由により停止した場合の取扱いは、SLA 及び第 32 条（損害賠償）に従います。

第 26 条（解除）

1. 当社及び顧客は、相手方が本契約に違反し、書面又は電磁的方法により 30 日以上の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に是正しない場合、本契約の全部又は違反に関連する部分を解除できます。ただし、当該期間を経過した時における違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではありません。
2. 当社及び顧客は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
   （1） 支払停止若しくは支払不能となり、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
   （2） 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき
   （3） 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続の開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
   （4） 解散（合併による場合を除きます。）又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
   （5） その他資産、信用又は支払能力に重大な変更が生じたとき

3. 顧客による制限データの無承諾処理、セキュリティ侵害又は禁止行為が重大で、是正まで提供を継続することが困難な場合、当社は直ちに停止し、合理的な期間内に是正されないときは解除できます。
4. 解除は、解除前に発生した支払義務、損害賠償請求権その他性質上存続すべき権利義務に影響しません。
5. 顧客が第 1 項から第 3 項までにより解除された場合又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合、顧客は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに弁済しなければなりません。

第 27 条（契約終了時のデータ取扱い）

1. 顧客は、本契約の終了日までに、本サービスの標準機能を用いて、必要な出力データを自らダウンロードするものとします。当社は、本契約の終了日の 30 日前までに、登録メールアドレスへの送信又は管理画面への表示により、終了日及びダウンロードの方法を通知します。ただし、解除その他の事由により事前に通知できない場合は、終了後速やかに通知します。
2. 本契約の終了日をもって、当社は、顧客による本サービスへのアクセスを停止します。
3. 当社は、本契約終了後 30 日間、顧客データを通常の稼働領域に保管します。この期間中に顧客から書面による要請があった場合、当社は、当社所定の方法及び形式により出力データを提供します。料金未払いがある場合でも、当社は法令上許される範囲でこれに応じます。
4. 前項の期間終了後、当社は顧客データを通常の稼働領域から速やかに削除します。
5. バックアップ又は災害復旧用複製に残存する顧客データは、通常のローテーションに従い、本契約終了後 60 日以内に削除又は上書きされます。当該期間中、復旧目的以外に処理しません。
6. 法令、裁判所又は公的機関の命令により保存が必要なデータは、必要な期間に限り隔離して保存し、保存目的以外に処理しません。
7. パイプライン定義、設定情報、実行ロジック、内部表現その他第 20 条（パイプライン、設定及びデータ出力）第 2 項の情報は、返却、出力、エクスポート又は移行の対象に含まれません。
8. 第 3 項に定める提供を超える移行支援又は個別形式でのデータ提供は、当社が対応可能と判断した場合に、別途個別サービスとして提供します。
9. 顧客から合理的な要請があった場合、当社は、削除処理の実行記録に基づき、顧客データの削除の完了を証する書面（削除証明書）を交付します。

第 28 条（契約不適合）

1. 本サービスがドキュメントに記載された仕様に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）が判明した場合、当社は、顧客からの通知を受けた後、合理的な期間内に、当社の選択により修補又は代替手段の提供を行います。ただし、契約不適合が顧客の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
2. 契約不適合に関する顧客の救済は、前項に定める措置、第 26 条（解除）に基づく解除及び第 32 条（損害賠償）の範囲の損害賠償に限られます。ただし、当社が契約不適合を知りながら顧客に告げなかった場合又は当社の故意若しくは重大な過失による場合は、この限りではありません。

第 29 条（保証の範囲）

1. 当社は、本契約に明示的に定める場合を除き、本サービス、プレビュー機能、AI 機能及びこれらによる出力について、顧客の特定の目的に適合すること、期待する機能、正確性、完全性若しくは有用性を有すること、継続的に稼働し、中断若しくはエラーが生じないこと、セキュリティ上の欠陥がないこと、又は第三者の権利を侵害しないことを保証しません。
2. 顧客は、本サービスが顧客に適用される法令、業界規制、内部統制又は業務目的に適合するかを自らの責任で判断します。当社が提供する説明、提案又はサポートは、法務、会計、税務その他の専門的助言を構成するものではありません。
3. 本条は、当社の故意又は重大な過失による責任を免除するものではありません。

第 30 条（第三者の知的財産権侵害）

1. 顧客が本契約に従って本サービスを利用したことに関し、第三者から、本サービスが日本国内における当該第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権（以下「知的財産権」といいます。）を侵害するとして顧客に対し請求がなされた場合、当社は、自己の責任と費用においてこれを解決し、当該請求に関する確定判決又は当社が同意した和解により顧客が支払うべきこととなった損害賠償金及び合理的な弁護士費用を負担します。
2. 前項は、顧客が次の各号のいずれにも従った場合に限り適用します。

   （1） 当該請求を受けた後速やかに、当社に書面又は電磁的方法により通知すること。

   （2） 当該請求に係る訴訟の追行及び和解交渉を当社に委ね、当社の事前の同意なく、和解、請求の認諾その他の処分を行わないこと。

   （3） 当社の求めに応じ、当該請求の解決に合理的に協力すること。

3. 当社は、顧客の事前の同意なく、顧客の責任を認める和解又は金銭の支払以外の義務を顧客に課す和解を行いません。
4. 第 1 項は、顧客データ、顧客の指示、当社が提供していない改変若しくは組合せ、当社が更新を提供した後の旧版の継続利用、外部サービス又は顧客の本契約違反に起因する請求には適用しません。
5. 知的財産権の侵害に関する請求がなされ、又はそのおそれがあると当社が判断した場合、当社は、自らの選択と費用により、顧客が本サービスを継続して利用する権利を取得し、本サービスを侵害のないものに修正若しくは代替し、又はこれらが合理的に困難なときは影響部分の提供を終了して未経過期間に対応する前払料金を返金することができます。
6. 第三者の知的財産権の侵害に関する当社の責任は、本条及び第 32 条（損害賠償）に定めるものに限られます。

第 31 条（顧客の責任による第三者請求）

1. 顧客データ又は顧客による本契約に違反する本サービスの利用が第三者の権利を侵害し、又は法令に違反するとして、第三者から当社に対し請求がなされた場合、顧客は、自己の責任と費用においてこれを解決し、当該請求に関する確定判決又は顧客が同意した和解により当社が支払うべきこととなった損害賠償金及び合理的な弁護士費用を負担します。
2. 前項の場合、当社は、当該請求を受けた後速やかに顧客に通知し、当該請求に係る訴訟の追行及び和解交渉を顧客に委ね、顧客の求めに応じて合理的に協力します。顧客は、当社の事前の同意なく、当社の責任を認める和解又は金銭の支払以外の義務を当社に課す和解を行いません。

第 32 条（損害賠償）

1. 当社及び顧客は、本契約に関し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り、これを賠償する責任を負います。
2. 前項にかかわらず、当社及び顧客は、特別の事情によって生じた損害（当事者がその事情を予見し、又は予見することができたか否かを問いません。）及び逸失利益（売上及び事業機会の喪失を含みます。）について、賠償する責任を負いません。
3. 本契約に関して当社又は顧客が相手方に対して負う損害賠償責任の総額は、債務不履行、契約不適合、不法行為その他請求原因の如何を問わず、損害賠償請求の原因となった事由が最初に生じた日の直前 12 か月間に顧客が本サービスの利用料金として当社に支払った金額又は支払うべき金額の合計額（契約期間が 12 か月に満たない場合は、当該期間に係る金額の合計額）を上限とします。

4. 前項の上限は、本契約（注文書、DPA 及び SLA を含みます。）に基づく全ての請求を合算して適用し、同一の事由について当社が付与したサービスクレジット及び返金した金額は、当該上限の算定において既払額に含めます。
5. 第 2 項から前項までの規定は、損害が当社又は顧客の故意又は重大な過失によって生じた場合には適用しません。なお、顧客は、第 3 項の規定を理由として、本契約に基づく料金その他の金銭（遅延損害金を含みます。）の支払を免れることはできません。

第 33 条（不可抗力）

1. 天災地変、火災、停電、通信回線の障害、戦争、テロ、暴動、感染症の流行、労働争議、法令の制定若しくは改廃、公的機関の命令、当事者が合理的な安全管理措置を講じていたにもかかわらず防止できなかったサイバー攻撃その他当事者の責めに帰することができない事由（以下「不可抗力」といいます。）により本契約の履行が遅延し、又は不能となった場合、当該当事者は、その遅延又は不能について責任を負いません。ただし、金銭債務の履行については、この限りではありません。
2. 影響を受ける当事者は、合理的に可能な範囲で速やかに相手方に通知し、影響の軽減及び履行の再開に努めます。不可抗力が 60 日を超えて継続し、本サービスの主要な部分が利用できない場合、当社及び顧客は、本契約の全部又は影響を受ける部分を解除できます。この場合、当社は、解除された部分の未経過期間に対応する前払料金を返金します。

第 34 条（本規約等の変更）

1. 当社は、法令変更、セキュリティ上の必要、本サービスの変更又は契約条件の合理化のため、本規約、DPA（別紙を含みます。）又は SLA を変更できます。
2. 顧客の権利義務に重大な影響を与える変更について、当社は、変更内容及び効力発生日を、原則として 30 日前までに、登録メールアドレスへの送信、管理画面への表示又は当社ウェブサイトへの掲載により通知します。変更は、法令上直ちに適用する必要がある場合を除き、次回更新時又は通知した効力発生日のいずれか遅い時点から適用します。
3. 軽微な変更、顧客に有利な変更又は緊急のセキュリティ対応は、通知時又は当社が定める日から適用できます。

第 35 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び顧客は、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、反

社会的勢力と資本関係、取引関係その他社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 当社及び顧客は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。
3. 当社及び顧客は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。この場合、解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わず、当該解除により自己に生じた損害の賠償を相手方に請求することができます。

第 36 条（権利義務の譲渡等）

1. 顧客は、当社の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。
2. 当社は、本サービスに係る事業を合併、会社分割、事業譲渡その他の方法により第三者に承継させる場合、本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務並びに顧客データ（顧客個人データを含みます。）を当該承継人に承継させることができるものとし、顧客は、あらかじめこれに同意します。

第 37 条（完全合意、分離可能性、存続条項及び協議）

1. 本契約は、本サービスに関する当事者間の完全な合意を構成し、本契約の成立前に当事者間でなされた協議、提案及び説明資料（セキュリティ技術仕様書及びセキュリティ概要を含みます。）の記載に優先します。顧客の注文書式その他顧客が作成した書面に記載された条件は、当社が書面により明示的に同意した場合を除き、本契約の内容となりません。
2. 本契約のいずれかの規定又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定は、継続して完全に効力を有します。
3. 本契約が終了した場合であっても、第 9 条（料金及び支払）のうち終了時点で未払いの料金に関する部分、第 15 条（顧客データ）第 1 項、第 20 条（パイプライン、設定及びデータ出力）第 3 項、第 21 条（知的財産権）、第 23 条（秘密保持）、第 26 条（解除）第 4 項及び第 5 項、第 27 条（契約終了時のデータ取扱い）、第 30 条（第三者の知的財産権侵害）から第 32 条（損害賠償）まで、第 35 条（反社会的勢力の排除）第 3 項後段、第 36 条（権利義務の譲渡等）、本条、第 38 条（通知）及び第 39 条（準拠法及び合意管轄）の規定は、なお効力を有します。

4. 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた事項については、当社及び顧客が誠実に協議の上、解決します。

第 38 条（通知）

1. 顧客への通知は、登録メールアドレスへの送信、管理画面への表示又は当社ウェブサイトへの掲載により行います。本契約の解除その他本契約に関する重要な通知は、注文書に記載された連絡先への電子メール又は書面により行います。
2. 顧客から当社への本契約の解除、更新拒絶その他本契約に関する重要な通知は、当社所定の方法により行うものとします。
3. 顧客は、管理者及び通知先を常に最新に保ちます。電子メールは送信時、管理画面又はウェブサイトへの掲載は掲載時に到達したものとみなします。ただし、送信エラーを当社が認識した場合を除きます。

第 39 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日：**[要入力：制定日]** ／ 最終改定日：**[要入力：最終改定日]**